

公的年金制度・市町村における国民年金事務運営の概要

厚生労働省 年金局

平成26年8月27日

目次

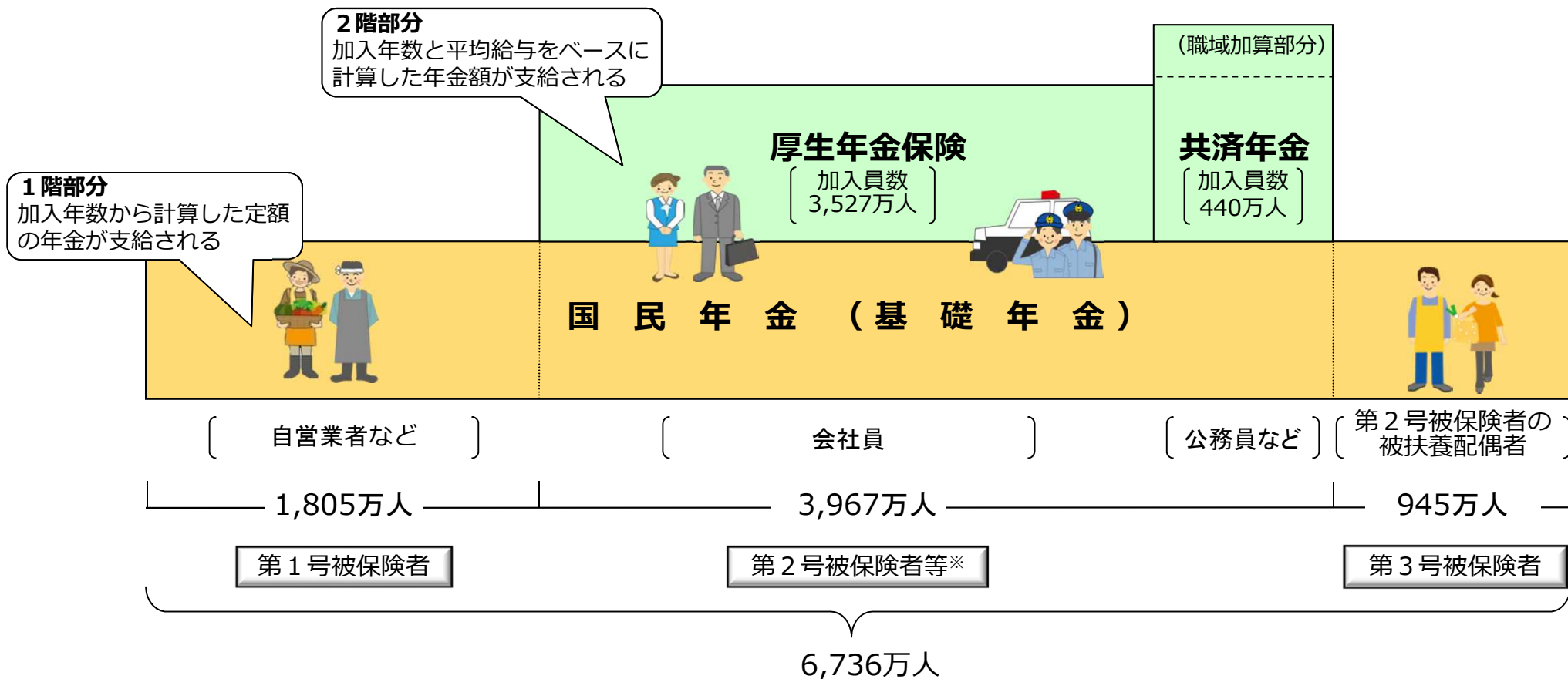
- 1 公的年金制度の概要
- 2 公的年金制度とライフコース
- 3 公的年金制度における給付の種類
- 4 年金業務の実施体制
- 5 国民年金の適用・徴収・年金給付業務フロー
- 6 国民年金の法定受託事務について
- 7 国民年金事務運営に関する市町村との協力・連携
- 8 市町村における国民年金事務従事職員の構成
- 9 国民年金事務職員の経験年数の状況
- 10 市町村国民年金事務における業務量について

参考資料1 国民年金事務費交付金の概要
平成25年度国民年金事務費交付金実態調査の概要

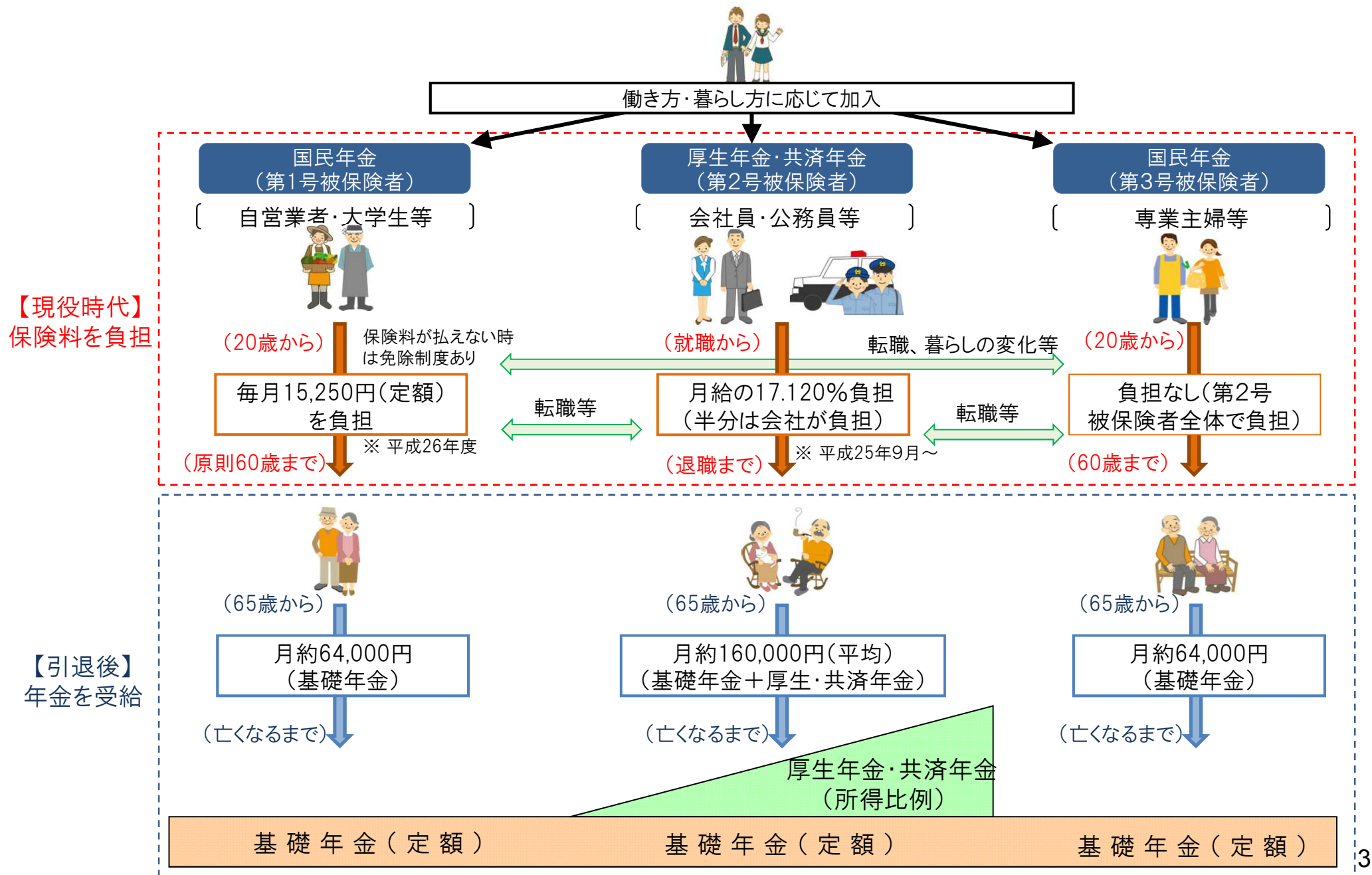
参考資料2 国民年金の納付率について

1 公的年金制度の概要

	第1号被保険者(国民年金)	第2号被保険者(厚生年金)	第3号被保険者(国民年金)
対象者	○20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無業者	○民間会社員、公務員	○第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)
保険料	○月額15,250円(平成26年度現在) ○各自が納付	○報酬に比例、厚生年金の場合、報酬の17.120%、会社と折半して負担	○自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
手続	○市区町村に届出	○勤め先で事業主が届出	○配偶者の勤め先経由で届出

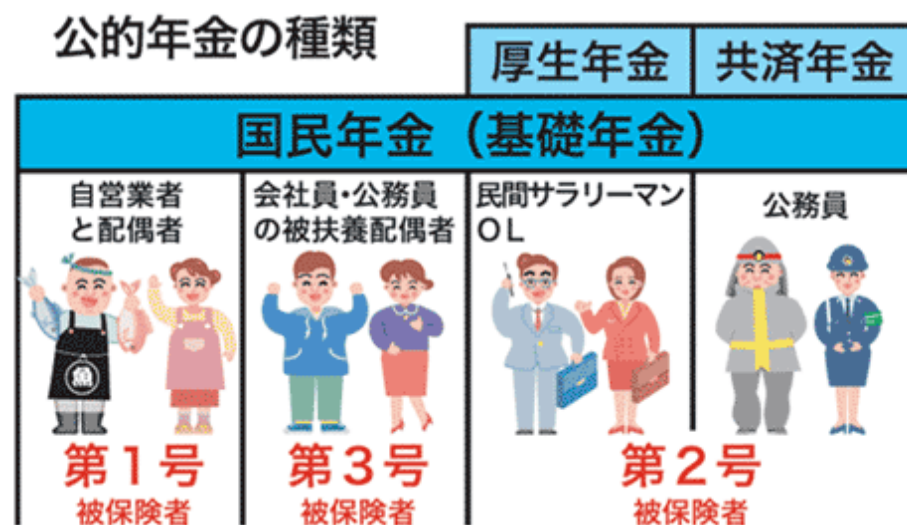
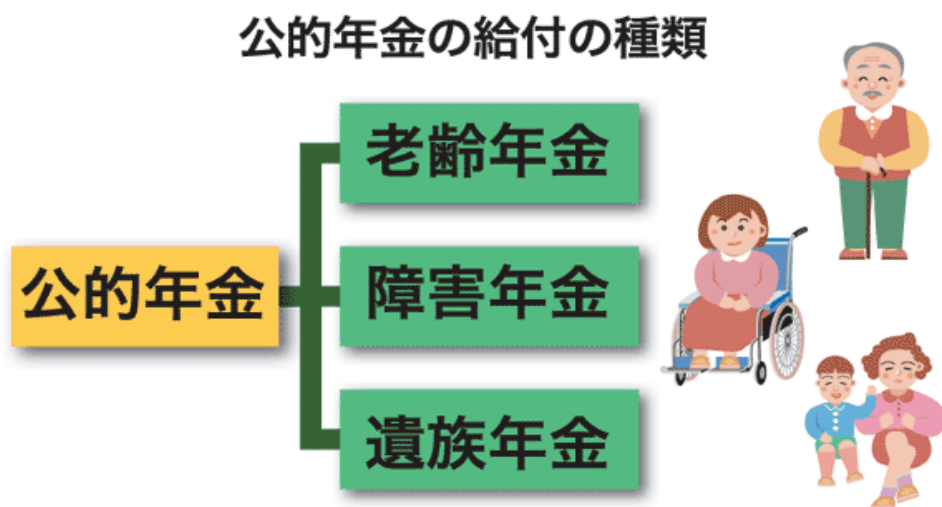


2 公的年金制度とライフコース



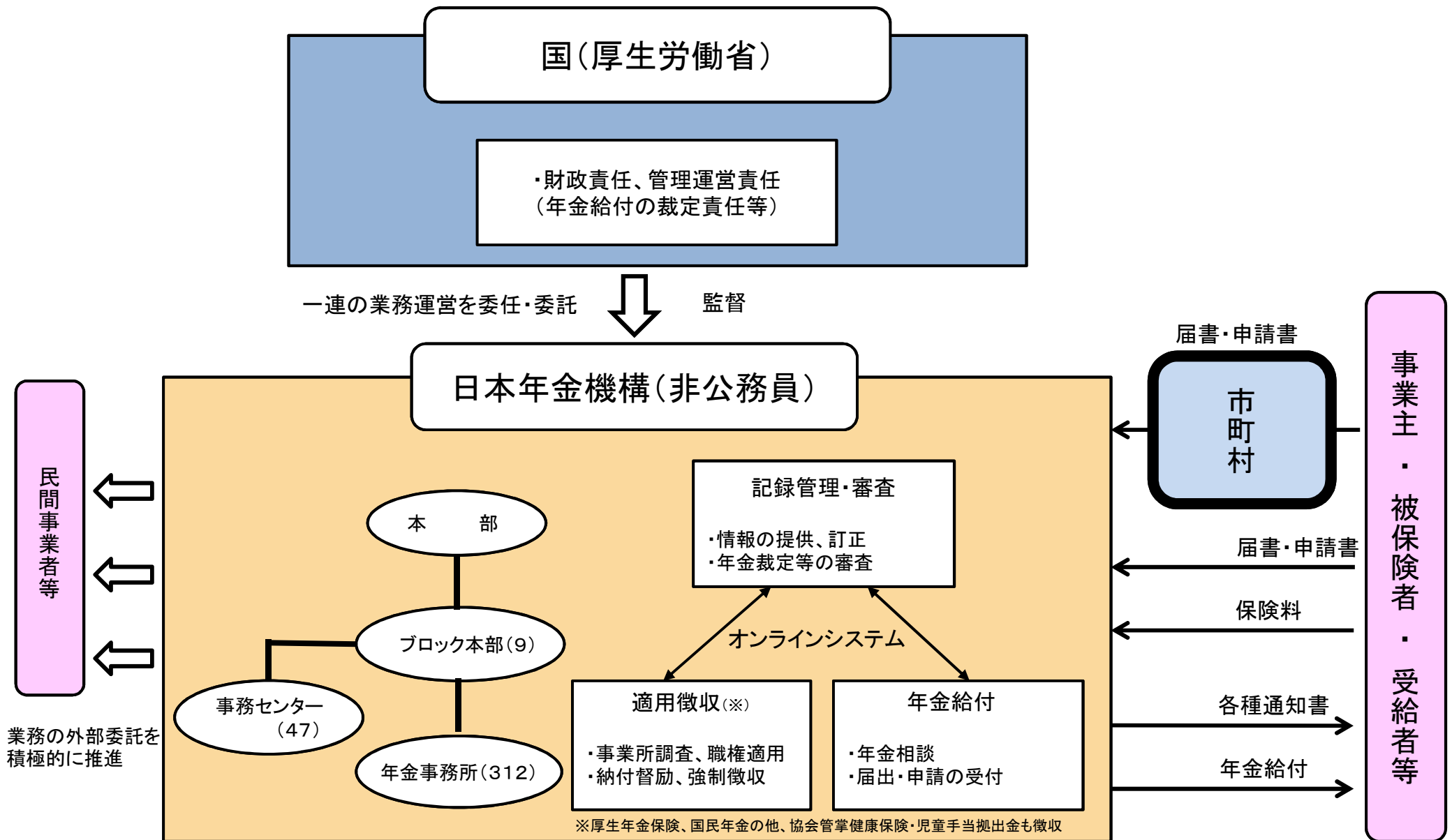
3 公的年金制度における給付の種類

- 公的年金の給付は、保険事故(老齢・障害・死亡)によって、老齢年金・障害年金・遺族年金の3種類。
- 加入する制度は国民年金、厚生年金、共済年金の3制度であり、それぞれに老齢・障害・遺族の給付がある。

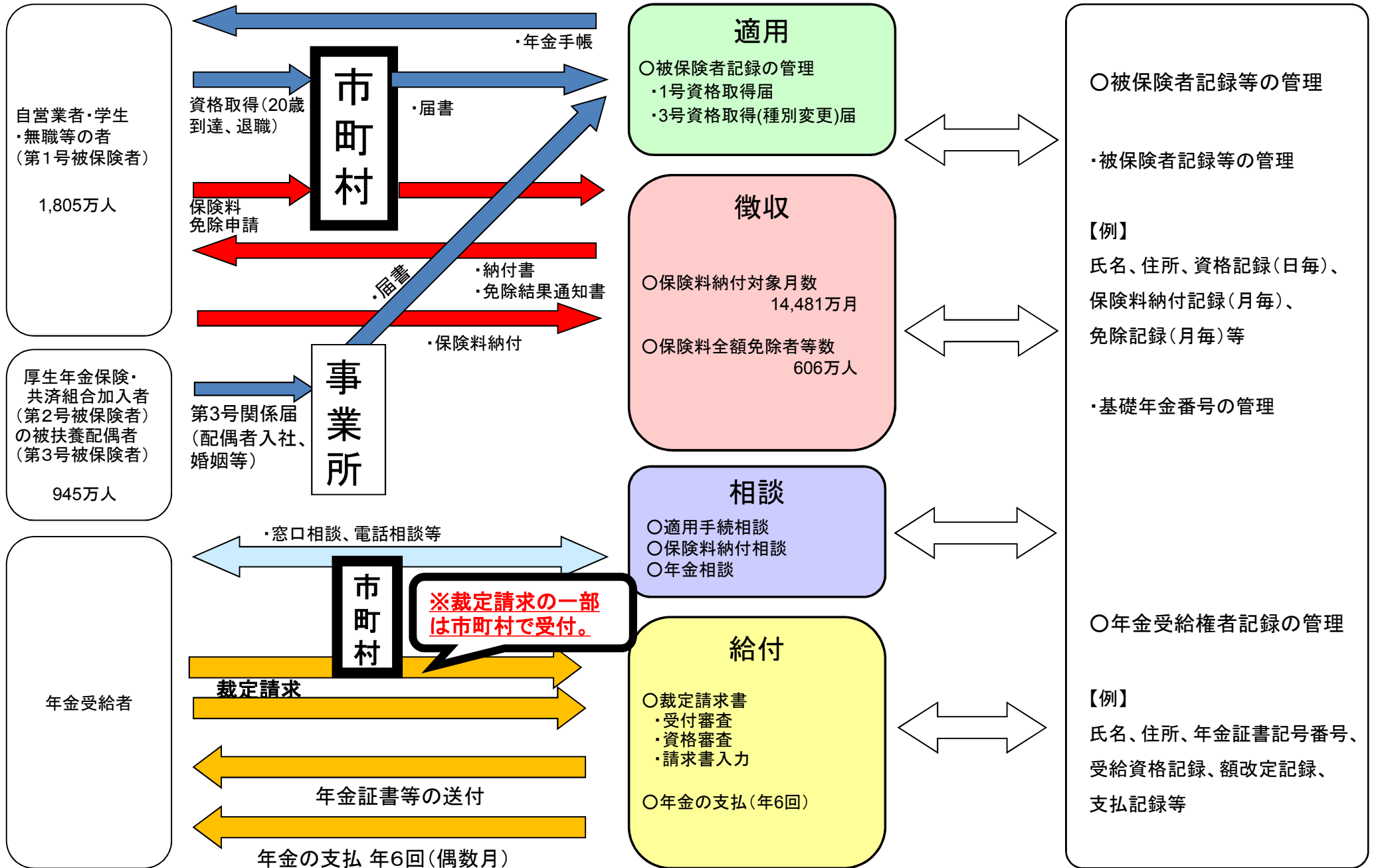


	基礎年金	厚生年金	共済年金
老齢年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金	退職共済年金
障害年金	障害基礎年金	障害厚生年金	障害共済年金
遺族年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族共済年金
手続	市区町村	年金事務所	各共済組合

4 年金業務の実施体制



5 国民年金の適用・徴収・年金給付業務フロー



※数値は全て平成25年度分

6 国民年金の法定受託事務について

- 国民年金制度では一部の事務について、法令に基づき、市町村が処理することとされており（法定受託事務）、その具体的な内容は以下のとおり。
- この法定受託事務について必要な費用は、国から必要な財政措置を行っている。

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則（平6）11④⑤・（平16）23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注）市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

7 国民年金事務運営に関する市町村との協力・連携

市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

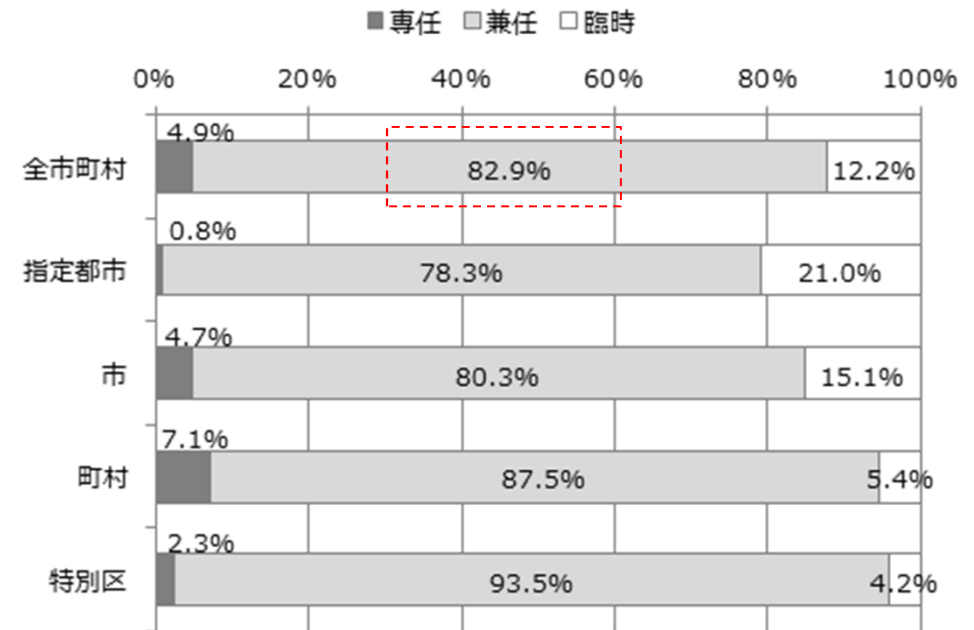
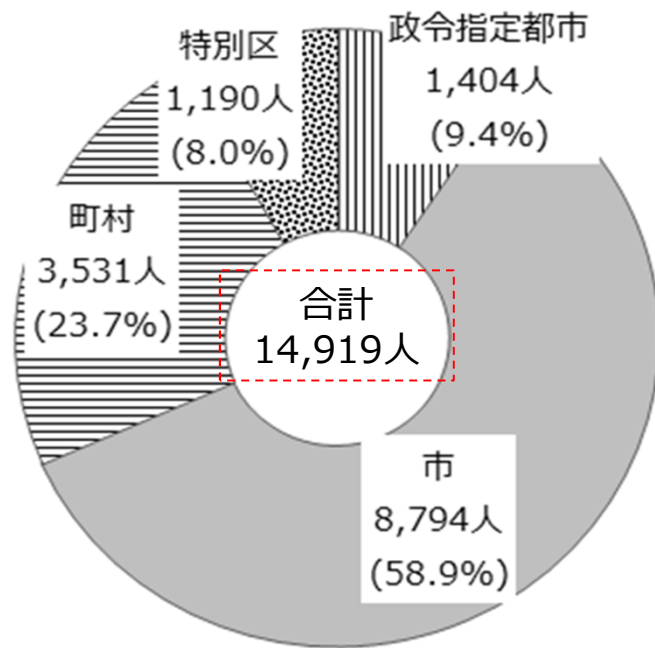
協力・連携の状況（平成25年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1, 736市町村)
2 国民健康保険等他の市町村公金と併せた口座振替の促進	(20市町村)
3 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 603市町村)
4 市町村において行われる相談業務	(1, 725市町村)
5 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	(307市町村)
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	(1, 609市町村)
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	(850市町村)
(4) 電話番号の情報提供	(1, 059市町村)
(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 222市町村)
(6) 情報提供に必要なシステム開発	(22市町村)
(7) 納付書の送達不能等その他情報提供	(1, 252市町村)
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	(42市町村)
(2) 名寄せ特別便に関する記録調査への協力	(3市町村)
(3) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	(121市町村)
(4) ねんきんネット	(989市町村)

※ ()内は、1, 742市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

8 市町村における国民年金事務従事職員の構成

- 平成25年度国民年金市町村事務費交付金実態調査によると国民年金事務に従事する職員数をみると、職員の合計（の職員の合計は14,919人となっている（左図））。
- 国民年金等を実施する職員の82.9%が兼任職員であり、専任職員は全体の4.9%となっている（右図）。



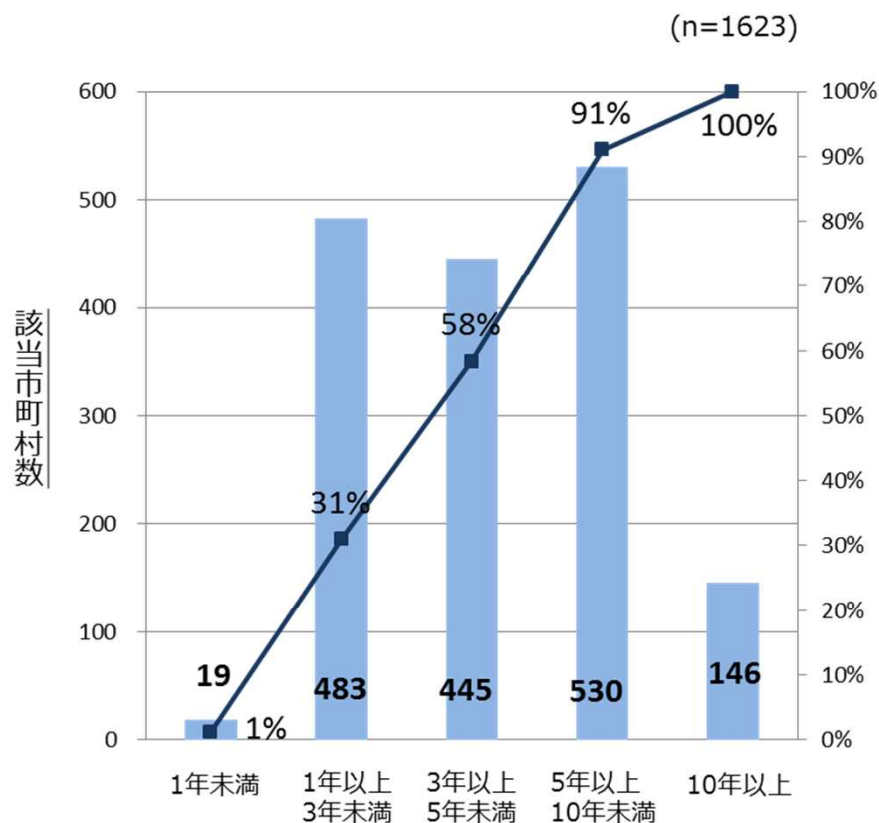
部(局)長	課長	課長補佐	係長	主任	一般職	臨時職	休職者	停職者	その他
0.9%	10.9%	9.4%	17.3%	22.1%	22.7%	15.7%	0.5%	0.0%	0.5%

20歳未満	20～28歳	28～36歳	36～44歳	44～52歳	52～60歳	60歳以上
0.2%	8.6%	12.0%	22.1%	19.6%	32.1%	5.4%

9 国民年金事務職員の経験年数の状況

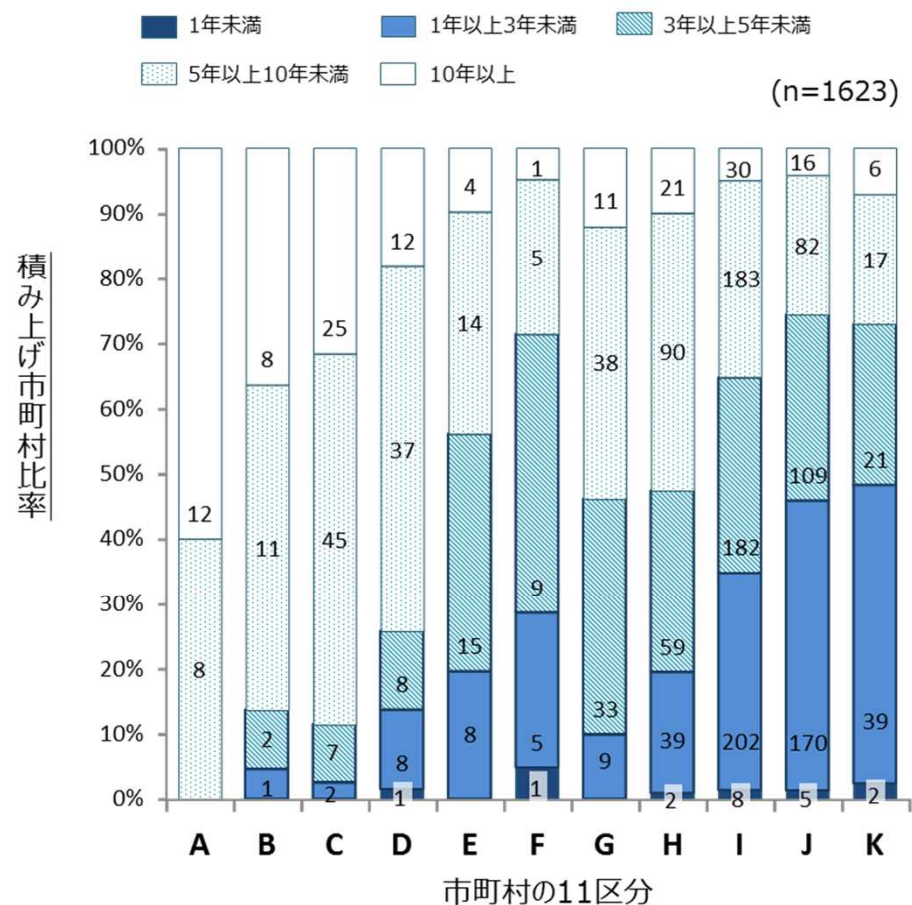
- 各市町村で国民年金事務に従事する職員の事務経験年数を分析したところ、**全市町村の31%が事務経験年数3年以下の職員のみ**で業務を実施しており、**特に19市町村では事務経験年数1年未満の職員のみ**で業務を実施している。
- また、最も国民年金事務の経験年数が豊富な職員の経験年数を11区分別に比較すると、事務経験年数3年未満の職員のみで業務を実施している割合は、**市町村の規模が小さいほど、経験の浅い職員だけで業務を実施している。**

最熟練職員*1の国年事務経験年数別市町村数



最熟練職員の国年事務経験年数

11区分別・最熟練職員*1の国年事務経験年数別市町村数（比率）



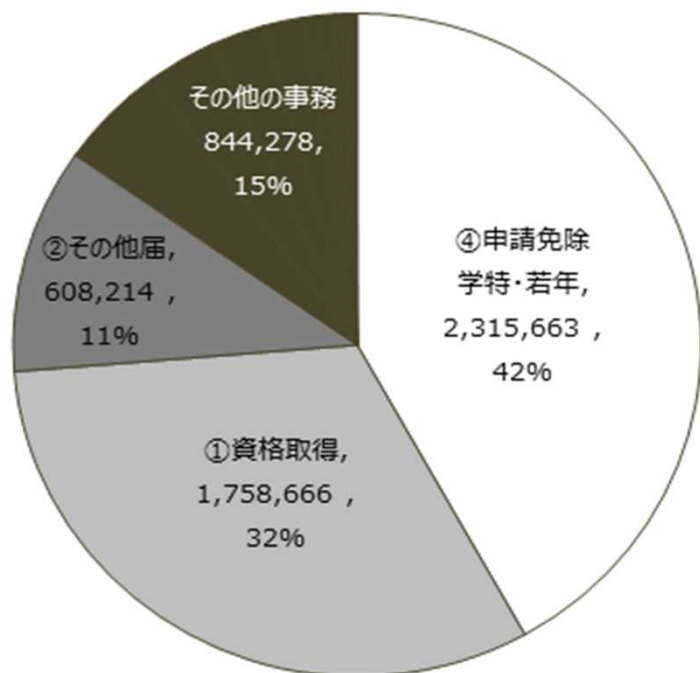
*1：各市町村の窓口対応を主としている正規職員（上級職員・一般職員）のうち、最も国民年金事務の経験年数が豊富な職員を指す

※ 本分析では、現場レベルで実際に業務を実施している正規職員の経験年数を分析するため、管理職を除いて上級職員及び一般職員を対象に分析を行った。ただし、特に小規模な市町村によっては上級及び一般職員が不在で管理職しかいない場合があり、このような市町村に限って管理職の職員が現場レベルの業務を主たる実施者として実施しているものにとらえ、管理職の職員の経験年数をカウントしている。

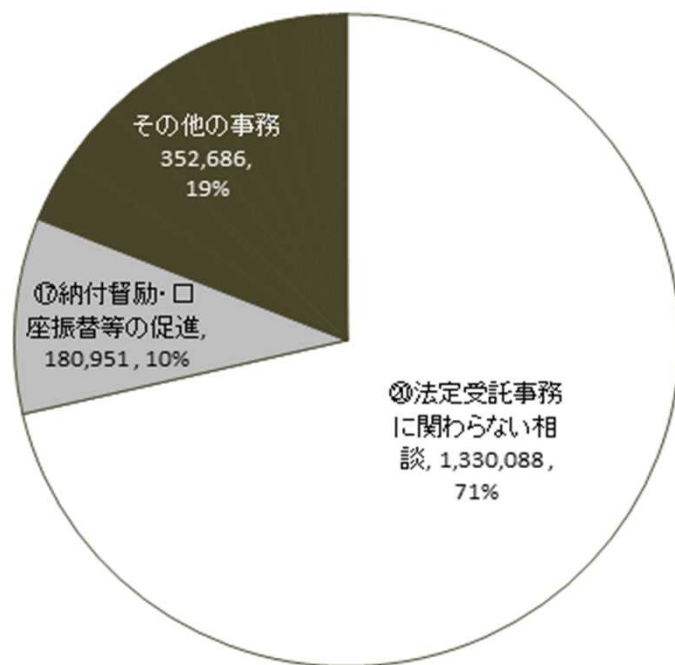
10 市町村国民年金事務における業務量について

- 法定受託事務の内訳についてみると、①「申請免除・学生納付特例・若年者納付猶予」、②「資格取得（任意加入）の受付」、③国民年金適用関係の「その他関係届出」の3業務で、法定受託業務全体の85%を占めている（左図）。
- 市町村が実施している協力連携事務の内訳をみると、「法定受託事務に関わらない年金相談」の割合が71%、次いで多いのが、「納付督促・口座振替等の促進」で10%となっている（右図）。

法定受託事務にかかる業務量調査結果



協力連携事務にかかる業務量調査結果



参考資料 1
国民年金事務費交付金の概要
平成25年度国民年金事務費交付金実態調査の概要

【参考 1】 国民年金等事務費交付金の概要

(1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費
福祉年金事務取扱費
特別障害給付金事務取扱費

◇ 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）（抄）
 （地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
 一～六（略）

七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
 八～九（略）

◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）
 （事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。
- 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定

(2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

- 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

（参考：予算等の推移）

（単位：億円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法定受託事務	251	249	243	250	244	256
協力連携事務	40	52	41	38	53	87
合計	291	301	284	287	297	344

【参考 2】 平成25年度国民年金等事務費交付金実態調査の概要

1. 実態調査の趣旨

国民年金等事務取扱交付金については、これまで国として必要な予算の確保に努めてきたところであるが、「超過負担が生じないよう適正に交付すること。」等の要望を市町村等から多数いただいている。

このため、市町村の実態に即した国民年金等事務取扱交付金平成26年度予算編成資料を得るため、平成25年度では総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同実態調査を実施した。

2. 調査概要

(1) 調査対象市町村 : 全市町村 (1742市町村)

(2) 調査期間 平成25年6月3日～平成25年9月26日

(3) 調査方法

① 厚生労働省、総務省、財務省の合同調査とし、厚生労働省が主体となって実施。

② 書面調査を基本とし、書面調査の内容に疑義がある場合、必要に応じて実地調査を実施。

(4) 調査項目

① 国民年金等に関する状況調査 ② 国民年金等事務担当組織状況調査

③ 職員別職歴状況調査 ④ 職員別給与状況調査

⑤ 国民年金等市町村事務量調査 ⑥ 物件費支出状況調査

⑦ 電算化 (O A化) の状況調査

(5) 回収率・有効回答数

提出市町村 1,742市町村 (提出率 100%)

有効回答数 1,623市町村 (有効回答率 93.2%)

【参考3】 平成25年度調査における調査・分析で用いた「11区分」

- 調査では、各市町村の実態に沿った調査・分析をおこなうため、調査対象の市町村を11の区分に分類した。
- 区分に当たっては、①人口規模、②業務形態が業務量に影響があるものと想定し、市町村を都市・人口規模と、業務形態への影響として、システム活用の有無および年金事務所の所在有無のから11カテゴリーに分類した。
- 区分毎の該当市町村数は以下の通り。以降のページでは以下の表に基づき、（区分A～区分J）として記載する。

都市・人口区分		システム導入		システム未導入
		同市町村内に 年金事務所あり	同市町村内に 年金事務所なし	
政令指定都市		A 20市		—
東京都特別区		B 23区		—
中核市・特例市		C 82市		—
市 町 村	人口 10万人以上	D 69市町村	G 94市町村	K 90市町村
	人口 5万人以上、10万人未満	E 44市町村	H 226市町村	
	人口 1万人以上、5万未満	F 23市町村	I 663市町村	
	人口 1万未満	—	J 408市町村	

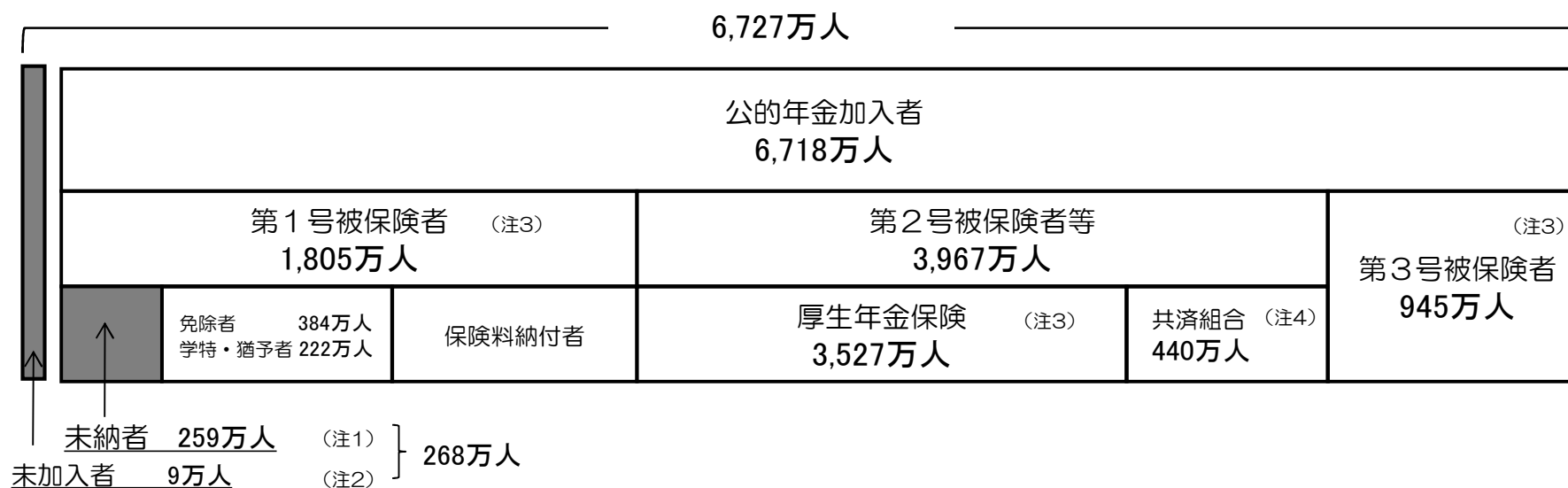
参考資料 2
国民年金の納付率について

平成25年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約96%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約259万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約4%）

《公的年金加入者の状況（平成25年度末）》



注1) 未納者とは、24か月（平成24年4月～26年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3) 平成26年3月末現在、第1号被保険者には、任意加入被保険者（27万人）が含まれている。

4) 平成25年3月末現在。

5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6) 平成26年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成24年4月～26年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成25年度の国民年金保険料の納付率等について

①平成23年度分の最終納付率は65.1%

(平成23年度末と比較して+6.4ポイント)
(平成25年度末時点)

②平成25年度分の現年度納付率は60.9%

(対前年度比+1.9ポイント)

納付率の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
20年度分 保険料	62.1%	65.0%	66.8%			
21年度分 保険料		60.0%	63.2%	65.3%		
22年度分 保険料			59.3%	62.2%	64.5%	
23年度分 保険料				58.6%	62.6%	65.1%
24年度分 保険料					59.0%	63.5%
25年度分 保険料						60.9%

※ 最終納付率は、平成23年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率（%） = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。 ※注3：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円
平成23年調査	403万円	493万円	295万円	108万円	152万円	96万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成23年調査→平成22年の所得）

※注3：平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない（社会保険庁が信用できない）	うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	4.7%	18.6%
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」が3.5%含まれている。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。